

主催・共催・後援に関する細則

(2018年7月8日理事会制定)

1 目的

林業経済学会が関与する主催、共催、後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

2 定義

(1)「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催する事をいう。

(2)「共催」とは、本学会を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものを指す。共催に関わる団体は、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う。

(3)「後援」とは、第三者が開催の主体になる催しについて、本学会がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

3 手続き

本学会が催しを主催、共催する場合には、理事会で開催の可否を決定する。本学会が催しを後援する場合には、会長が承認し理事会に報告する。

4 この細則の改正は理事会が行う。